

大山町安全運転装置等普及促進事業補助金が

大山町ドライブレコーダー設置促進事業補助金

に変更となりました

【主な制度の変更点】

申請者が、事業者（店舗）から設置者（町民）に。
補助上限額が6,000円（県と町合算）から、10,000円（町単独）に拡充。
ペダル踏み間違い時加速抑制装置補助が、補助対象外に。（国のサポカー補助金の拡充による）

【事業の概要】

町民の安全運転意識の向上と交通事故の減少・犯罪の抑止を図るため、自動車に新たにドライブレコーダーを設置した方に対し、購入及び設置費の補助を行います。

【補助金額】

上限 10,000円（購入・設置費合計額の1/2）

【申請期間】

令和2年7月1日～令和3年3月31日
ただし、期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了します。

【対象者】

1. 町内に住所を有する方
2. ドライブレコーダーを設置した自動車の自動車検査証等の所有者に記載された方
3. 町税等に滞納がない方

【対象ドライブレコーダー】

次の3つの機能を備えたドライブレコーダーが対象となります。

1. エンジンをかけると自動的に録画を開始できること（常時録画機能）
2. 有効画素数200万画素以上で2時間以上の記録が可能であること
3. 記録データの再生がパソコンでできること

【申請方法（申請の流れ）・提出書類】

1. 事業所（店舗）で、ドライブレコーダーの購入及び設置。
※どの店舗でも要件を満たすドライブレコーダーを設置すれば補助対象となりますが、県指定の店舗で3,000円割引補助を受けられる場合もあります。詳細は、鳥取県ホームページで確認できます。<https://www.pref.tottori.lg.jp/koureisyaanzenunten/>
2. 購入後、町に補助金申請をしてください。

<提出書類>

- 補助金交付申請書兼完了届
- 自動車検査証の写し
- 領収書の写し（購入日、金額、店名の記載があるもの）
- 取扱説明書の写し（機能がわかるもの）
- 認印・通帳またはキャッシュカード（申請者本人名義）
- 納税確認同意書
- 補助金請求書



【提出先】 企画課、各支所総合窓口室

※詳細は、大山町ホームページにも掲載しています。